



大津市公報

平成 25 年 2 月 28 日
号外 (第 5 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

- 2 大津市議会委員会条例の一部を改正する条例..... 1
- 3 大津市議会政務調査費交付条例の一部を改正する条例..... 2

条 例

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年 2月28日

大津市長 越 直 美

大津市条例第 2 号

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例

大津市議会委員会条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

本則中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改める。

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|---|
| (常任委員会の名称、委員定数及びその所管) | (常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) |
| 第 2 条 - 略 - | 第 2 条 議員は、 <u>少なくとも一の常任委員となるものとする。</u> |
| (特別委員会の設置) | (特別委員会の設置等) |
| 第 6 条 - 略 - | 第 6 条 - 略 - |
| 2 - 略 - | 2 - 略 - |
| | 3 <u>特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u> |
| (委員の選任) | (委員の選任) |
| 第 7 条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長の指名による。 | 第 7 条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長の指名により会議に諮って選任する。ただし、閉会中においては、議長の指名により選任する。 |
| 2 - 略 - | 2 - 略 - |
| 3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第 3 条第 3 項 <u>(常任委員の任期)</u> の例による。 | 3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第 3 条第 3 項の例による。 |
| (委員長及び副委員長) | (委員長及び副委員長) |
| 第 8 条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長を置く。 | 第 8 条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長を置く。 |
| 2 ~ 4 - 略 - | 2 ~ 4 - 略 - |
| (定足数) | (定足数) |
| 第 15 条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第 17 条 <u>(委員長および委員の除斥)</u> の規定に | 第 15 条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第 17 条の規定による除斥のため半数に達しな |

| | |
|--|---------------|
| よる除外のため半数に達しないときは、この限りでない。 | いときは、この限りでない。 |
| 備考 改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。 | |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「改正前の法律」という。）の規定により選任された常任委員、議会運営委員又は特別委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の大津市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定によりそれぞれ常任委員、議会運営委員又は特別委員として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、改正前の法律の規定により選任された日からそれぞれ起算するものとする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により常任委員会（予算決算常任委員会を除く。）、議会運営委員会又は特別委員会の委員長又は副委員長である者は、それぞれこの条例の施行の日に、改正後の条例第 8 条第 2 項の規定により委員長又は副委員長として互選されたものとみなす。

大津市議会政務調査費交付条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年 2 月28日

大津市長 越 直 美

大津市条例第 3 号

大津市議会政務調査費交付条例の一部を改正する条例

大津市議会政務調査費交付条例（平成13年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

本則中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>大津市議会政務調査費交付条例 (趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第 67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、大津市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。 (交付額及び交付の方法)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>政務調査費</u>は、交付月の末日(以下「交付日」という。)に交付する。<u>ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日(以下「休日等」という。)にあたるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日を交付日とする。</u> (使途)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 会派は、<u>政務調査費</u>を市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。一時的な流用も同様とする。</p> | <p>大津市議会政務活動費交付条例 (趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第 67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、大津市議会議員の調査研究<u>その他の活動</u>に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。 (交付額及び交付の方法)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>政務活動費</u>は、交付月の末日までに交付する。</p> <p>(使途)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 会派は、<u>政務活動費</u>を前項の使途基準を満たす<u>政務活動（議会活動、政党活動、選挙活動及び後援会活動等を除く会派活動をいう。以下同じ。）</u></p> |

3 略

(政務調査費の返還)

第10条 政務調査費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費を返還しなければならない。

別表 (第 5 条関係)

政務調査費使用基準

| 項目 | 内容 |
|-------|---|
| 調査管理費 | 会派が市政の調査研究を行うにあたり事務員(臨時的調査員を含む。)を雇用する経費又は政策形成のためのアドバイザー(会派顧問等)を置く経費 |
| 研究研修費 | 会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等) |
| 調査旅費 | 会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、旅費、宿泊費等) |
| 資料作成費 | 会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費。ただし、備品購入に係る経費については、あらかじめ議長の承認を受けたものに限る。 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入・リース代等) |
| 資料購入費 | 会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等(政党の発行するものを除く。)の購入に要する |

に係る経費(第10条において「政務活動に係る経費」という。)以外のもので充ててはならない。
一時的な流用も同様とする。

3 略

(政務活動費の返還)

第10条 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において政務活動に係る経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

別表 (第 5 条関係)

政務活動費使用基準

| 項目 | 内容 |
|-------|--|
| 調査研究費 | 市の事務、地方行財政等に関して会派が行う調査研究及び調査委託に要する経費 (調査委託費、資料印刷費、文書通信費、旅費等) |
| 研修費 | 会派主催の研修会実施に要する経費及び他団体が主催する研修会参加に要する経費 (講師謝金、文書通信費、会場費、旅費、参加者負担金等) |
| 資料作成費 | 政務活動のために必要な資料の作成に要する経費。ただし、備品購入に係る経費については、あらかじめ議長の承認を受けたものに限る。 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入・リース代等) |
| 資料購入費 | 政務活動のために必要な図書、資料等(政党の発行するものを除く。)の購入に要する経費 |

| | | | |
|--|--|-------------------------------------|---|
| | 経費 | | (書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料) |
| 広報広聴費 | 会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、広報するために要する経費又は会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議等に要する経費 (会派広報紙発行費・送料、ホームページ作成・維持管理料、報告書印刷費、会場費、茶菓子代等) | 広報広聴費 | 政務活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、広報するために要する経費又は会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議、市民相談等に要する経費 (会派広報紙発行費、ホームページ作成・維持管理料、資料・報告書印刷費、会場費、文書通信費、旅費、茶菓子代等) |
| 通信費 | 会派の行う調査研究活動のために必要な送付に要する費用、インターネット接続料・通話料等に要する経費 | 会議費 | 会派が行う各種会議、他団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費 (会場費、資料印刷費、文書通信費、旅費、参加費等) |
| その他経費 | 上記以外の経費で会派の行う調査研究活動のために必要な経費 | 人件費 | 政務活動を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、賃金等) |
| 備考 会派の所属議員の3親等以内の親族又は同居人に支出する経費を除く。 | | 備考 会派の所属議員の3親等以内の親族又は同居人に支出する経費を除く。 | |
| 備考 改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。 | | | |

附 則

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市議会政務活動費交付条例の規定は、この条例の施行日以後に交付される政務活動費について適用し、この条例の施行日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。